

税務手続きのデジタル化(個人の皆様向け)

20-001号
通巻:205

税務行政を取り巻く環境が大きく変化する中、スマート税務行政の実現に向けて近年様々な動きがあります。

税務手続きのデジタル化、税務相談の効率化・高度化、税務署窓口のスマート化、課税・徴収の効率化などの取り組みがされていますが、今回はその中でも税務手続きのデジタル化(個人の皆様向け)についてご紹介します。

◆スマートフォン・タブレットによる電子申告

平成31年1月よりスマートフォンやタブレットから国税庁ホームページで提供している確定申告書の作成システムにアクセスすると、スマートフォンなどに最適化したデザイン画面(スマホ専用画面)が表示され、スマホ申告の利用が可能になりました。

スマホ申告でe-Taxを行うためには、税務職員との対面により本人確認を行った上で交付されたID・パスワードが必要になります。

【スマホ専用画面】が利用可能な手続きは以下の通りです。

令和2年1月より順次利用可能手続きが拡大しています。

* 下線部が30年分との変更点になります。

項目	平成30年分	令和元年分
収入	給与所得(年末調整(年調)済1か所)	給与所得(年調済1か所、 <u>年調未済、2か所以上に対応</u>) <u>公的年金等、その他雑所得、一時所得</u>
所得控除	医療費控除、寄附金控除	<u>全ての所得控除</u>
税額控除	政党等寄附金等特別控除	政党等寄附金等特別控除、 <u>災害減免額</u>
その他		<u>予定納税額、本年分で差し引く繰越損失額、財産債務調書(案内のみ)</u>

また、令和2年1月よりマイナンバーカード読取機能を搭載したスマートフォン(*)を使用すれば、マイナンバーカードの電子証明書を用いたe-Tax送信が可能になります。

(*)ちなみにiPhoneでしたら7以降が対象になります。

◆マイナポータルを活用した年末調整及び確定申告の簡便化

年末調整や確定申告についてマイナポータル(政府が運営するオンラインサービス)を活用して、控除証明書等の必要書類のデータを一括取得し、各種申告書への自動入力が可能となります。

マイナポータル連携により概ね次のように簡便化されます。

○年末調整手続

		現状	簡便化後
従業員	控除証明書等	・書面(ハガキ等)で受け取り ・必要な時期まで保管(紛失した場合、再発行を依頼)	・控除申告書作成の際にデータで一括取得
	控除申告書 (保険料控除申告書など)	・手作業で作成	・所定の項目に自動入力
勤務先		・従業員から提出された控除証明書のチェック等 ・書類を保管	・検算等の作業が簡素化 ・書類の保管は不要(データで保存)

○確定申告手続

		現状	簡便化後
納税者	控除証明書等	・書面(ハガキ等)で受け取り ・必要な時期まで保管(紛失した場合、再発行を依頼)	・控除申告書作成の際にデータで一括取得
	確定申告書	・手作業で作成	・所定の項目に自動入力

(注)年末調整手続については令和2年10月以降、確定申告については令和3年1月以降に利用できるように準備中になります。

マイナポータルは上記以外にも子育てや介護をはじめとする行政手続がワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを確認できることが可能です。

今後、マイナポータルがどんどん普及し活用できる場所が増えると思われませんが、その際にマイナンバーカードとスマホは必需品になるでしょう。

クラージュ総合会計事務所 武内 麻衣